

令和4年2月28日

# 総務文教委員会

阿久根市議会



1 会議名 総務文教委員会

2 日時 令和4年2月28日(月)

午後3時16分開会

午後4時4分閉会

3 場所 第1委員会室

4 出席委員

濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、濱門明典委員、  
仮屋園一徳委員、牟田学委員、岩崎健二委員、  
濱之上大成委員、野畑直委員

5 事務局職員 次長兼議事係長 上脇重樹

6 説明員

総務課

参事 児玉秀則君

消防係長 谷口剛君

7 会議に付した事件

(1) 議案第11号 阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 所管事務調査について

8 議事の経過概要 別紙のとおり



## 審査の経過概要

### ○議案第11号 阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第11号、阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件でございます。

本委員会の日程は、配付いたしました日程表のとおり進めてまいります。

それでは、議案第11号を議題とし審査に入ります。

〔総務課消防係入室〕

総務課参事の説明を求めます。

児玉総務課参事

それでは、議案第11号について説明いたします。

議案書は10ページ、条例議案等参考は8ページになります。

初めに、今回の改正につきましては、先の本会議で説明しましたとおり、機能別団員制度を新たに創設するとともに、国から示された非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、これまでの報酬を年額報酬とし、また、これまでの消防団活動時の費用弁償を廃止して、新たに出勤報酬として支給することなどの改正を行うものでございます。

機能別団員につきましては、消防団の充実強化の取組として、消防職員OBや消防団員OBを活用して、特定の活動のみに従事する消防団員制度の導入を積極的に検討するよう、これまでも国から通知がなされてきているところでございます。本市において基本団員の欠員が生じている現状、機能別団員については、特に日中、地元で消防団員が不在の場合における火災の初期消火の活動、また、大規模災害時の後方支援活動など、特定の活動に従事していただき、消防団活動を補完し、地域防災力の充実を図ることとしております。機能別団員につきましては、消防職員OBや消防団員OBを活用し、報酬は活動に応じた出勤報酬のみ、退職報償金は対象外とし、活動中における災害は基本団員と同じ消防団員等公務災害補償の適用を予定しているところでございます。また、国から示された非常勤消防団員の報酬等の基準につきましては、報酬を年額報酬と出勤報酬の2種類とする。年額報酬の額は、団員の階級の者について3万6500円を標準額とする。出勤報酬の額は、災害に関する出勤については1日当たり8,000円を標準額とする。必要な条例改正を令和4年3月末までに行い、同年4月1日から施行することなどの通知がなされたところでございます。これらに基づきまして、今回条例改正を行うものでございます。

それでは主な改正事項について説明いたします。

第2条第1項の改正は、基本団員及び機能別団員の定数を定め、第3項の追加は、消防団員等公務災害補償の掛金の対象となる団員につきましては、基本団員と機能別団員との合計人数とするものであり、第4項の追加は、退職報償金の掛金の対象となる団員は基本団員のみとするものであります。

第12条第1項の改正は、報酬を年額報酬と出勤報酬の2種類とし、機能別団員には年額報

酬は支給しないこととするものであり、第5項の追加は、災害時の出動報酬を国の通知を踏まえ8,000円以内とし、その他の出動報酬はこれまでの費用弁償の額4,700円以内としたものであります。

議案書の12ページになりますが、附則第1項は、この条例の施行日を令和4年4月1日からとし、第2項は、必要な経過措置を定め、第3項は、阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正であり、機能別団員として勤務した年数は退職報償金を算定する際の勤務年数に算入しないこととしたものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

#### **濱田洋一委員長**

参事の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

#### **濱之上大成委員**

機能別団員って、いまいち理解しにくいんですが、私どものところは、市外に働きに行っている団員がいるものですから、OBを私たちが準備してるんですが、そのOBも含まれると理解していいんですか。それとも、そこから選ぶと理解していいのですか。

#### **児玉総務課参事**

想定しているのは、消防職員OB、消防団OBの方々を機能別団員として活動していただきたいということで考えております。経験者の方に機能別団員としてやっていただきたいということです。

#### **竹之内和満委員**

条例の第2条第2項、基本団員は機能別団員以外の団員とし、機能別団員は市長が定める特定の消防事務に従事する団員とするとなっております。

本会議でも議員から質問があったのですが、この中に記載されている消防事務という語句の意味合い、消防の事務をするのではなくて、消防活動全般をするという意味に捉えてよろしいでしょうか。

#### **児玉総務課参事**

文言のお話なんですけど、消防事務ということで、全般的な活動も含めた中での用語ということで御理解いただきたいと思います。

機能別団員の活動につきましては、先ほど申し上げましたとおり、火災時の初期消火と後方支援、大規模災害時における後方支援等を想定しているところであります。

狭い意味での事務ということではなくて、全般的な活動も含めた中での事務ということで御理解いただければと思います。

#### **竹之内和満委員**

本会議の質問があつてから調べてみたら、消防組織法に「消防団員は上司の指揮監督を受け消防事務に従事する」という語句を使ってるので、これは一般的に使ってる言葉と思つてよろしいんですね。

#### **児玉総務課参事**

委員がおっしゃるとおりということで理解していただければと思います。

#### **竹之内和満委員**

分りました。

あと、機能別団員は分団には所属しないんでしょうか。全く離れて活動するというところで

いいんでしょうか。

#### 児玉総務課参事

機能別団員の所属は分団ということで、今のところ想定しております。

#### 竹之内和満委員

分団に所属するとなった場合に、初期消火するには、自分が元々いた分団の消防車を使ってすると捉えていいですか。

#### 児玉総務課参事

委員がおっしゃるとおりです。所属の分団の消防団員ですので消防車両も運転できるということで御理解いただきたいと思います。

#### 竹之内和満委員

定員は40人ということで、例えば、中央分団のOB会員は既に10人いて、そういう人がみんななしたいと言ったら、40人では足りないんじゃないかと思うんですが、人数についてはどうなんでしょうか。

#### 児玉総務課参事

人数の算定ですけれども、当初40名と想定したのは、以前、統合前の分団が21あったかと思えます。今、21班。班におおむね2人ということで算定しました。

ただ、個別の分団のお話をさせていただけば、中央分団は、昼間の初期消火というのは、市街地にいらっしゃいますので、そこは機能別団員は想定していないところです。

#### 竹之内和満委員

人数を絞るといいますか。各分団2人までとかいうような募集の仕方をするんでしょうか。

#### 児玉総務課参事

今回、この機能別団員を導入するといふときに、各班・分団にアンケートを取りましたけど、必要ないという分団も確かにありました。ただ、必要な分団につきましては、2人では足りないという現状もあるかと思えます。本会議でも申し上げましたとおり、今でも欠員がある分団・班もありますので、そこについては2人では活動もできないという部分もありますので、総体は40人ということで定義しましたけれども、分団・班によっては、3人、4人ということも出てくるかと。そこは、この40人の中で増減して配置していく必要はあるのかなと思っています。

#### 濱門明典委員

機能別団員は年齢制限とかはあるんですか。

#### 児玉総務課参事

今後、要綱を定める予定でおりますけれども、今のところ年齢制限はかけておりません。そこは個々人の活動できる判断、年齢ということになってくると思っております。

#### 濱門明典委員

非常に高齢化が進んでいます。我々も70代過ぎた人間なんですけど。私のところには、気も思い入れも持っておられるOBがいらっしゃるんです。地域を守るためにはそういうのをつくったほうがいいよと言われてるんです。こういうのができたときには、我々も73～75歳で後期高齢者に入っていくわけですが、そういう人たちが実際にできるのか。消防経験のある方だからできるんだろうと思いますけれども、体力的な問題もあるものですから年齢制限が気になります。それで今、基本団員も224名ということなんですが、まだそれに

も達していない状況だということで、まず基本団員を確保することが一番じゃないかなと思うんですよ。その中で、不足するときに機能別団員を補充していくような考えがあるんですか。

#### 児玉総務課参事

今回の機能別団員につきましては、基本ラインと同じ活動ができないけれども、初期消火とかそういった活動ができるんだという方々を基本的にはお願いしよう。委員がおっしゃられるとおり基本ラインを充足していくのが一番大事なんですけどなかなか難しい面もありますので、こういった特定の部分だけはできるんだよという方々をお願いして、消防力の低下につながらないようにしていこうと考えているところでございます。

#### 濱門明典委員

機能別団員といいますが、後方支援はできるんじゃないかなと、交通整理だったりそういうのはできるんだろうけど、やっぱり、なかなか離れて、そこに、消火作業なんかには入れないような状況というのも出てくるんじゃないかと思えますけど、市長が認めるという文言が入ってますので、そこらの精査は、どういうふうに機能するのかちょっと見てみたいような気がしますけど、以上です。

#### 濱田洋一委員長

よろしかったですか。

〔濱門明典委員「はい」と呼ぶ〕

#### 仮屋園一徳委員

定員について、話を聞きますと各消防分団・班の意見を聞いて40名にされたということなんですけど、40名にした根拠の中で、どこが要望した、どこが要望しなかった、そういう部分については、内部資料といえますか、公表できるものなんですかね。

#### 濱田洋一委員長

仮屋園委員、アンケートの内容を教えてくださいということですかね。

#### 仮屋園一徳委員

公表できるかできないかを教えていただければ、内容についてはよろしいです。

#### 児玉総務課参事

班ごとにアンケートを取ったんですけど、個別の回答は控えさせていただきますが、必要とした班が幾つあるか件数だけは回答できます。

#### 仮屋園一徳委員

条例を制定する以上は、ある程度、40名に決めた根拠というものがないと、今回の機能別の40名について、いろんな義務を決める段階で非常に難しいのかなと、今まで出てきた意見等も踏まえて思うもんですから。40名にされる根拠というものは、やはりはっきりと制定の段階で持ってたほうがいいのではないかなと思うんですけど、どう思われますか。

#### 児玉総務課参事

40名の根拠ということになりますが、班は21班あり、基本的には、中央分団を除いて20班について各班二人ということで計算の根拠はしてあります。

先ほど言ったとおり、ただ、分団によってはこういうふうになるかもしれませんが、計算の根拠としては各班二人です。その二人というのは、例えば、小型ポンプにしてもポンプ車にしても操作をするのに最低3人は必要で、機能別団員の方二人が先に現場に車で行って、基本団員の方、その班でもいいし、その分団でもいいので一人でも来れば、もう全部できますので、そういうことで最低二人。20班の二人で40名ということで計算根拠は持ってき

たところでは。

#### **仮屋園一徳委員**

本会議で8番議員が、本部に近いところは本部のほうが早いんじゃないかと。遠いところは、やはり現実的に、遠いところは本部から来るよりも近いところで初期消火したほうがいいわけですので、そういう意見があったんですが、この40名の中にはそういう部分というのでも反映されてますか。

遠いところにある程度ウェイトを置いて、近いところはそういう人が必要ないんじゃないかとか、そういうのは考慮されてるんですか。

#### **児玉総務課参事**

この40名の算定の中では、そこまでまだ考慮しておりません。

#### **岩崎健二委員**

今までの議論を聞いてみますと、機能別団員は、基本団員が最低3人出動しないと初期消火に従事することができないので、機能別団員を募集して、機能別団員と基本団員を合わせて3人以上であれば初期消火できるので機能別団員を創設したと。そういうことになりますと、機能別団員は現在不足している基本団員の補助。初期消火に従事する団員が足りない恐れがあるので、機能別団員を募集して充当するという考え方ということなんですか。

#### **児玉総務課参事**

今委員がおっしゃるとおりでありまして、また、先ほど申し上げました、例えば日中、特に地方に行けば、昼間は地元には団員がいないので、そこにいらっしゃる団員OBの方に機能別団員としてやっていただいて、取りあえず火事があったときは出ていただく。そして、ほかの基本団員の方については、例えば勤務先から、市役所の職員がいれば市役所から来て、そこで活動していただくということです。

#### **岩崎健二委員**

そうなりますと、現実論からいきますと、各地方の分団の基本団員が災害時に集まりづらいというのが現実じゃないかと思えますので、そういう地方の分団に機能別団員をより多く配置をするということにもなりかねないかと思うんですが、いかがですか。

#### **児玉総務課参事**

そこは委員がおっしゃられるとおりになってくると思います。先ほど申し上げましたとおり、一応、全体的な団員を40名としてありますので、その中で、そういうところは機能別団員をちょっと増やすということは出てくるかと思えます。

#### **岩崎健二委員**

機能別団員はおおむね分かりました。これは個別に後で聞いてもいいんですが、中央分団の場合は今、OB会を組織していて、班長以上の要請があれば出動できる。そうした場合は、謝金は払わないけど公務災害には該当するということで10年動いてきたんですが、その方たちの処遇というのはどうなりますか。これがあると、もうそっちは廃止ですかね。

#### **児玉総務課参事**

機能別団員は、団員になりますので、公務災害補償の対象になります。ただ、今、議員がおっしゃられる方たちは普通の消防協力者ということになりますので、その災害補償があります。それは今までもありますし、これからもあるということです。機能別団員になれば非常勤消防団員の公務災害補償、その他の方々、そういった消防活動に従事された方については、別の災害補償。それは、これからもあります。

## 岩崎健二委員

そういうこととなりますと、機能別団員は、従事した場合は出動謝金の8,000円が支給される。その他の協力者についてはそれはありませんよ、その差がありますということによろしいですね。

〔児玉総務課参事「はい」と呼ぶ〕

分かりました。

## 濱門明典委員

出動報酬が1日につきというくくりがあるんですが、1日は8時間と見るのか、出動があった場合はと見るのか、そこらのところをはっきりしていただけますか。

## 児玉総務課参事

一つの災害という形で考えていただければと。

## 仮屋園一徳委員

団員についてお伺いします。ほとんどが団員はその地区に働いてないというか、昼間は特にいない団員が多いと思うんですが、以前は、昔の話ですけど、農業とかほとんど同じ職業だったときはその地区にいたんですけど、今はいない人がほとんどだと思うんですけど、その辺の調査はできているんですか。

## 児玉総務課参事

団員の方につきましては、勤務先も届けるようにはしてありますので、どこに勤務しているというのは分かるようにしてあります。ただ、正確な数字までは出せないところです。

## 仮屋園一徳委員

いないところが多いと思うんですよね。そういうところから、この制度も始まったと思うんです。その辺を、もし調査をしてあれば、後でいいので、どういう状況なのか聞かせてほしいなと思います。

## 児玉総務課参事

地元にいるかいないかの調査はしてないところであります。

現在、消防団員208名なんですけれども、このうち市外が32名、176名が市内に勤務していると、そこまでしか調査していません。

〔仮屋園一徳委員「市外は」と呼ぶ〕

市外が32名です。残りの176名の方々が地元で働いていらっしゃるかというのは調査していません。

## 仮屋園一徳委員

市外と市内は区別ができているということですけど、できれば脇本地区、大川地区、市街地地区、そのぐらいで振り分けができればなと思います。よろしくをお願いします。

## 竹之内和満委員

先ほど参事から、対象として消防団OBと署員OBということだったんですが、署員OBにも今回は募集をかけるんでしょうか。

## 児玉総務課参事

そういう方々が機能別団員の資格ということで、募集をかけたいと思います。先ほどおっしゃられたとおり、消防職員OBも含め、消防団員と消防職員OBの方々にお願いしたいと。

## 竹之内和満委員

そうしたら、なおさら定員が少ないような気がするんですけど。そこは今後見ていって、

運用して、定員もちょっと考えてもらいたいなと要望します。

#### 野畑直委員

基本団員と機能別団員は、全く別な取扱いに聞こえるんです。同じ分団の中に基本団員がいて、そして機能別団員は二人ぐらいということで、消防車両を動かすときに先に二人で乗って行くことがあるということですが、このコミュニケーションをとっておかないといけないと思うんです。この条文を見ると、全く別なんですよというように見えるんですが、その辺の、今後の取り組み方というのはどのように考えてるんですか。

#### 児玉総務課参事

基本的には先ほど言ったとおり、限定した活動ということで、今までの基本団員がやっている部分の一部をやっていただくという活動内容です。例えば、機能別団員の方にも、やはり年1回ぐらいは機材の訓練等はしていただきたいと。そこは市でもやっていこうと思っております。後はその都度、各分団・各班で、訓練するときには一緒に参加していただければと。

#### 野畑直委員

先ほどの参事の説明の中で、分団によっては機能別団員は要らないというところもあるという話もありました。やはり、こういう消防活動というのは、相当コミュニケーションがとれていないと、なかなかうまく活動できないんじゃないかと思っておりますので、その辺をやはり、令和4年4月1日から施行ですけれども、その間にしっかりとそれぞれの分団でうまくいくようにしてもらわないとなかなか難しいんじゃないかと思えます。その辺について、何か取組を考えておられるんですか。

#### 児玉総務課参事

具体的にそこまでは今のところ考えておりませんが、委員がおっしゃるとおり、分団の中でのコミュニケーションは当然、必要になってくるかと思えます。機能別団員の方々も当然、今、一番想定してるのは消防団OBの方、その分団を辞められた方を想定しておりますので、ある程度、地元の分団・班ということで、今までもコミュニケーションはある程度はとれているのかなと思えますけれども、今委員がおっしゃられるとおり、今後、検討させていただきたいと考えております。

#### 野畑直委員

基本団員の方々と市長が別に定める特定の消防事務に従事する団員の方々がうまくコミュニケーションをとって、奉仕活動みたいなものですから、うまくやっていくようお願いしたいと思います。

#### 岩崎健二委員

この条例は、阿久根地区消防組合、阿久根市だけじゃなくて、今回、各市町できるように総務省からそのような指示があったのですか。

#### 児玉総務課参事

機能別団員以外の部分については、先ほど言った報酬の改定は国から通知があったところですが。機能別団員につきましては、これを制定しなさいということではなくて、こういうふうに制定をするようにやってくださいということで、以前からあったところで、県内でも何市か導入しているところもあります。

〔岩崎健二委員「了解」と呼ぶ〕

#### 濱田洋一委員長

それでは、私から一点よろしいですか。確認なんですが、先ほど竹之内委員からありまし

た、機能別分団のところ、第2条第2項ですけれども、機能別団員は市長が定める特定の消防事務に従事する団員、このことは消防組織法にもありますとおり、一般的に事務と明記してありますので、その同じ捉え方ということによろしいでしょうか。

#### 児玉総務課参事

今、委員長がおっしゃられたとおりです。

#### 濱田洋一委員長

すみません。少しだけ休憩して、確認したいことがあります。そのことについてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午後3時51分～午後3時59分)

#### 濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第11号について審査を一時中止します。

〔総務課消防係退室〕

それでは、議案第11号について採決に入ります。

念のため申し上げます。賛否の表明は、討論の中でお願いします。

まず、討議を行います。討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

それでは、議案第11号「阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は、可決すべきものと決しました。

### ○所管事務調査について

#### 濱田洋一委員長

次に、所管事務調査を議題とします。

所管事務調査の視察については、先の委員会において、委員長と事務局で視察先等を検討することとされております。

現在、川内原子力発電所の安全性と40年経過後の稼働については、原子力規制委員会の審査に合格している関西電力の美浜原子力発電所と高浜原子力発電所の立地地域及び玄海原子力発電所の立地地域を、再生可能エネルギーについては、島根県出雲市のユーラス新出雲ウ

インドファームを、閉校後の学校施設の利活用については、九州内の先進地を、それぞれ検討しているところでございます。

また、再生可能エネルギーについては、まん延防止等重点措置の適用が終わった後、延期していた（仮称）北薩摩風力発電事業の事業者に出席していただくよう日程調整を行う予定でございます。

したがいまして、所管事務調査の視察については、もうしばらく御時間をいただきたいと思っております。

以上で本委員会に付託された案件はすべて議了しました。

本日、採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告並びに議会だより原稿の作成及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

本委員会の日程は終了いたしましたので、当初予定していた3月1日の本委員会は休会といたします。

以上で総務文教委員会を散会いたします。

（散会 午後4時4分）

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一